

第12期 JLA ハイパフォーマンスプログラム 誓約書

公益財団法人日本ライフセービング協会
理事長 入谷 拓哉

第12期 JLA ハイパフォーマンスプログラム（以下 JHPP）の強化指定選手を選考するため、選考を希望する者は事前にエントリーすること。必要に応じて、申込みをした選手の情報を日本ライフセービング協会スポーツ育成委員会に提出すること。強化指定選手に任命された場合、日本代表選手選考の対象となるので下記をよく読み誓約書に同意する者は必要事項について記載すること。

記

第1条 【選手義務】

- 1 - 1 日本ライフセービング協会の選手登録（以下 JLA 選手）をしていること、且つ日本ライフセービング協会加盟クラブに所属する者であること。
- 1 - 2 強化指定選手および日本代表選手は、公益財団法人日本ライフセービング協会の諸規程・諸規則を遵守すること。
- 1 - 3 スポーツ育成委員並びに JLA ハイパフォーマンスチーム（以下 JHPT）スタッフによって与えられる全ての重要な指示に従うこと。
- 1 - 4 強化指定選手は自己のすべての能力を最大限に JHPP に提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- 1 - 5 JHPP で使用する器材については、原則として各自または各所属クラブで準備すること。
- 1 - 6 公益財団法人日本ライフセービング協会アンチ・ドーピング規程を熟読し遵守すること。
(参照 <https://ls.jla-lifesaving.or.jp/lifesaving-sports/rule/>)
- 1 - 7 JHPP の活動中は20歳以上であっても喫煙は禁止とする。また、飲酒については原則禁止とするが、大会後のパーティー等では監督の許可を得て可能とする。
- 1 - 8 海外における未成年者の飲酒は、原則日本の法律に従い禁止とするが、滞在国での飲酒年齢が21歳もしくはそれ以上の場合は、その国の法律に従うこととする。
- 1 - 9 スポーツ育成委員および JHPT スタッフから指導されたマナーなどは遵守すること。
- 1 - 10 JLA 選手として加入している保険（傷害保険および賠償責任保険）以外における個人的な保険への加入は任意とする。
- 1 - 11 日本ライフセービング協会認定インストラクター資格を取得し、指導者として日本国内におけるライフセービング活動の普及に貢献し、これを志すこと。
- 1 - 12 公私ともに日本ライフセービング界の模範であることを認識し、信望の損なうことのないよう努めること。

第2条 【行動規範】

強化指定選手および日本代表選手は、スポーツマンシップに則った行動、発言を心がけると共に、日々の行動においては社会の規範となるよう、善良な国民として社会のモラルや法令を遵守すること。また、フェアプレイの精神を貫き、組織および日本を代表する一ライフセーバーとして、命の尊厳（「ゴールの先に、救う命がある。」）を理解し、誇り・責任・自覚を持って、ライフセービングの普及・発展に貢献しなければならない。

第3条 【履行義務】

- 3 - 1 JHPP の指定するトレーニングや合宿および研修等への参加。
- 3 - 2 支給または貸与されたユニフォーム等は「日本代表及び HPT のユニフォームの着用に関する規程」を遵守すること。
- 3 - 3 日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および大会への参加。
- 3 - 4 合宿、遠征等の際して指定する交通機関、宿泊施設の利用。
- 3 - 5 JLA および JHPP の指定する広報活動、普及活動等の事業への参加。
- 3 - 6 その他、JLA が必要と認めた事項。

第4条 【禁止事項】

- 4 - 1 正当な理由なくして、WADA（世界アンチ・ドーピング機関）が定めるいかなる禁止物質または禁止方法の使用。
- 4 - 2 協会の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与。
- 4 - 3 競技結果に影響を与える不正行為への関与。
- 4 - 4 その他、JLA や他の選手にとって不利益となる行為。

第5条 【選手の肖像等の使用】

- 5 - 1 JLA が行う事業における肖像権は、JLA が無償で使用することを許諾する。
- 5 - 2 国内外での競技会への出場及びイベントへの出演時に JLA によって収められた映像等の著作権は撮影元に帰属する。したがって、該当する映像の無断での二次使用は禁止する。個人または所属する加盟クラブが JLA の許諾なく、JLA または協賛以外の企業団体等の活動（イベント出演）・商品・サービス・広報等に関連するものへ強化指定選手または日本代表選手としての肖像等を使用してはならない。
- 5 - 3 JLA が契約している JLA スポンサー（「協賛企業」「助成団体」「協力企業」などを指す）においては、JLA と各企業及び団体との契約内容に基づき、JLA と JLA スポンサーが強化指定選手と日本代表選手個人の肖像を広告・販売活動に使用することを許諾する。
- 5 - 4 選手個人が契約するスポンサーに肖像等の使用が存在する場合であっても、その選手が強化指定選手または日本代表選手として活動する限り、JLA と JLA スポンサーが優先される。
- 5 - 5 JLA が学術的情報の活用として、選手の競技記録、疾患に関するデータ、またその内容等に関する研究対象及び学術的発表にて使用することを許諾する。
- 5 - 6 強化指定選手及び日本代表選手としての肖像等使用期間は、第 12 期 JHPP からの解任または本プログラムが終了された場合でも「第 5 条 【選手の肖像等の使用】」が適用される。

第6条 【任命期間】

- 6 - 1 強化指定選手
原則として任命を受けた日から 2022 年 10 月 31 日までとする。
- 6 - 2 日本代表選手
選手選考委員会によって承認された日から日本代表チームが解散するまでとする。

第7条 【違反者に対する処分】

誓約を違反した者は、理事会もしくは担当委員会の決定により次の処分を受ける。

- (1) JHPT から除外する。
- (2) JHPP の指定する活動に参加することを一定期間停止する。
- (3) その他、違反の程度に従った処分。

第8条 【保 管】

上記の事項を遵守履行することに異議がなく、同意する場合は「誓約書」に署名をし、メールにて提出する。なお、そのデータは署名をした本人が本プログラム終了まで大切に保管しておくこと。

(2020 年 12 月改訂)